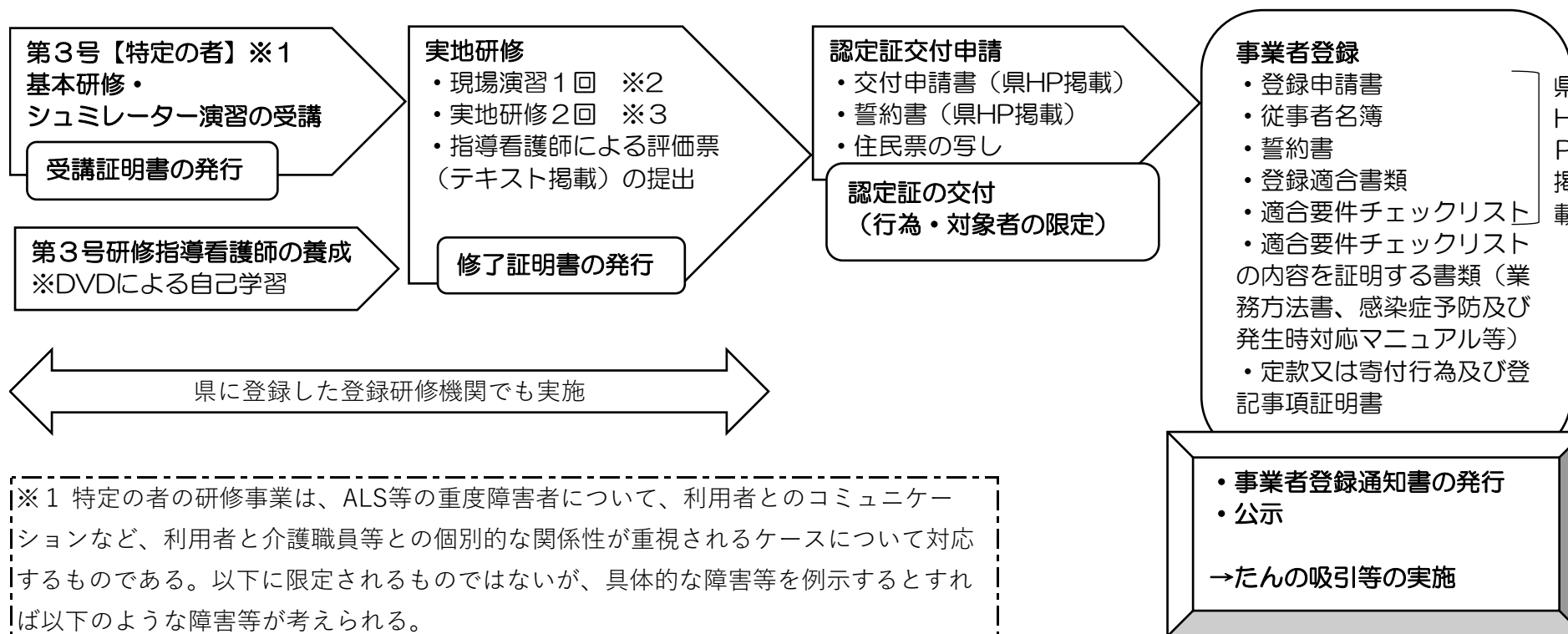


介護職員等によるたんの吸引等実施までの流れ



※1 特定の者の研修事業は、ALS等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別的な関係性が重視されるケースについて対応するものである。以下に限定されるものではないが、具体的な障害等を例示するとすれば以下のような障害等が考えられる。

〈障害名等の例〉・筋萎縮性側索硬化症（ALS）又はこれに類似する神経・筋疾患・筋ジストロフィー・高位頸髄損傷・遷延性意識障害・重症心身障害 等

なお、実施できるケアの種類は、「経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）」または「たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）及び経管栄養」

※2 各評価項目について、「ア」（手順どおりに実施できている）の評価がすべてつくまで実施

※3 「ア」の評価が2回連続つくまで実施。

第1号・第2号研修
【不特定多数の者対象】
※特養入所者等